

消 防 予 第 430 号
平成 27 年 10 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

飲食店等が存する防火対象物に係る防火対策の徹底について

10 月 8 日に広島県広島市で発生した飲食店の火災（別紙参照）では、出火建物を含め 5 棟が焼損する他、死者 3 名、負傷者 3 名（重症 3 名）を出すなど大きな被害が発生しました。

当庁では、現地に職員を派遣し、関係機関とも協力の上、消防法第 35 条の 3 の 2 の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を行っているところです。現時点で出火原因は特定されていませんが、1 階階段付近で出火し、2 階通路部分へ煙や熱気が流入したものと推定されます。その結果、在館者の中には自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動等により火災の発生を知り、避難できた者がいる一方で、2 階在館者の 6 名が逃げ遅れて死傷しています。

このような状況を踏まえ、類似の火災発生を防止するため、当面は管内の飲食店等が存する下記 1 の防火対象物に対し、下記 2 から 4 の事項に留意の上、立入検査を実施すること等により防火対策の徹底を図られますようお願いいたします。

なお、本火災を踏まえた違反建築物への指導について、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あて別添のとおり通知がなされています。立入検査及び是正指導に当たっては、関係部局との必要な連携を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

記

1 対象とする防火対象物

以下の条件を全て満たす防火対象物とする。なお、対象とする防火対象物が多数となる場合は、未是正の消防法令違反があることを覚知しているものや長期間立入検査を実施していないものを優先的に指導対象とするなど、計画的な指導を図りたい。

- (1) 木造の建築物であること。
- (2) 消防法施行令（以下「令」という。）別表第一（3）項ロ又は（16）項イに掲げる防火対象物で、2 階以上の階に（3）項ロの用途に供される部分が存すること。
- (3) 消防法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って自動火災報知設備を設置しなければならないものであること。

※上記（2）に関して、令別表第一（2）項（ロを除く。）の用途に供される部分が存する防火対象物で、これらと同様の火災危険性が想定されるものがある場合には、必要に応じ、指導の対象とされたい。

2 当面の防火対策の内容

(1) 消防法令違反等の是正の徹底

上記1の防火対象物において、防火管理の実施状況や消防用設備等の設置状況に係る消防法令違反がある場合は、火災発生時に大きく被害が拡大することが予想されることから、違反が認められる場合にあっては、重点的に改善指導を図るなど、必要に応じ、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

(2) 火災予防対策の推進

次の事項に留意し、出火防止、避難管理等の徹底を図ること。

ア 階段等の避難施設及びその付近に物が放置されないよう適切に管理すること。

イ 建物周囲に燃えやすい物を放置しないなど、放火防止対策を講じること。

ウ 火気使用設備・器具を適切に管理すること。

エ 店舗内が各個室に分かれている等により、避難経路等が分かりづらくなる場合にあっては、見えやすい箇所に避難経路図の掲示を行うこと等により、利用者に対し、火災発生時の避難方法等の周知を図るとともに、施設の実情を踏まえた訓練の実施を図ること。

3 関係機関との連携

(1) 上記1の防火対象物において過去に増改築、修繕・模様替等が行われたことを新たに確認した場合など、建築基準法に適合しない可能性がある場合は、必要に応じて、建築部局へ情報提供するとともに、合同での立入検査の実施を検討するなど、連携に努められたいこと。

(2) 上記1の防火対象物が風俗営業の用途に供する営業所を含むことを新たに確認した場合は、関係行政機関に情報提供するとともに、「風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成13年11月12日付消防予第393号）により消防法令への適合状況等について照会があった場合は、適切に対応されたいこと。

4 その他

立入検査の実施に当たっては、対象物の用途・規模等のほか、過去の立入検査における指摘事項の是正状況や点検結果報告書等の自主管理の実施状況を考慮するなど、火災危険性を考慮した適切な計画策定に引き続き留意されたいこと。

広島市飲食店火災（第8報）

消 防 庁

平成27年10月13日

20時30分現在

※下線部は前回からの変更箇所

1 発生日時等

発生時刻：平成27年10月8日21時40分頃

覚知時刻：平成27年10月8日21時47分

鎮圧時刻：平成27年10月9日 3時12分

鎮火時刻：平成27年10月9日 6時32分

2 発生場所

住 所：広島市中区流川町5-30

用 途：(三) 項口 (飲食店)

3 建物概要

(出火建物)

構造：木造

階数：2階建て

建築面積：250m²延面積：506m²

(類焼建物)

調査中

4 死傷者等

(1) 人的被害

死者：3人

負傷者：3人 (重症3人)

(2) 建物被害

焼損棟数：5棟 (全焼2棟、部分焼3棟)

焼損床面積：644m²

5 火災原因等

調査中 (出火箇所は南西階段付近 (推定))

6 消防用設備等の設置状況

設置済設備：消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報器、誘導灯

7 防火管理の状況

防火管理者選任有、消防計画届出有

8 最新の立入検査

平成23年11月11日

9 消防庁の対応

10月8日(木)	23時25分	広島市消防局から第1報受領
10月9日(金)	3時32分	広島市消防局から第2報受領
10月9日(金)	7時10分	広島市消防局から第3報受領
10月9日(金)	8時25分	広島市消防局から第4報受領
		予防課長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)
10月9日(金)	8時30分	消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を実施することを決定(消防庁職員2名及び消防研究センター職員7名を現地へ派遣。なお、消防研究センター職員7名のうち3名は他の調査支援実施場所から移動し、9日夜に合流)
10月9日(金)	18時00分	広島市消防局他、関係機関との実況見分を終了
10月10日(土)	9時30分	広島市消防局他、関係機関と合同で実況見分を開始
10月10日(土)	15時00分	広島市消防局他、関係機関との実況見分を終了
10月13日(火)	20時30分	<u>各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長から「飲食店等が存する防火対象物に係る防火対策の徹底について」(平成27年10月13日付け消防予第430号)を通知</u>

国住指第2601号
平成27年10月13日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

飲食店に係る違反对策の徹底について

10月8日夜に広島県広島市の飲食店において発生した火災により、死者3人、負傷者3人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾である。

国土交通省においては、火災発生後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査等を行っているところである。

現段階では、建築物の状況等も明らかではないものの、違反建築物であった疑いも指摘されているところである。

当面は、類似の火災の発生を防止するために、飲食店で個室等において役務を提供するものに対する違反对策等について、下記のとおり、指導の徹底を図られたい。また、貴管下の特定行政庁にもこの旨指導方お願いする。

なお、本火災を踏まえた防火対象物に対する指導について、総務省消防庁予防課長から別添のとおり通知がなされている。防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

記

1. 対象とする建築物

以下の条件を全て満たす建築物とする。なお、対象とする建築物が多数となる場合は、未是正の建築基準法令違反があることを覚知しているものや長期間立入検査を実施していないものを優先的に指導対象とするなど、計画的に指導を図られたい。

- ア 木造の建築物であること。
- イ 2階以上の階に飲食店の用途があること。
- ウ 延べ面積が300㎡以上であること。

※ 特に、延べ面積が500㎡を超える建築物や居室の床面積が200㎡を超える階を有する建築物については、排煙設備や廊下幅等の規定について違反がないかどうか留意すること。

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に基づく風俗営業の用途に供する営業所を含むことを新たに確認した場合は、関係行政機関に情報提供するとともに、「建築指導行政における風俗営業行政との連携について（平成 13 年 11 月 12 日付け国住指第 1554 号）」により、建築基準法令への適合状況等について関係行政機関から確認があった場合は、適切に対応されたい。

2. 違法に建築等されている物件への対応

消防部局等と必要に応じて連携し、上記 1 の建築物について、建築、大規模の修繕・模様替等を行ったことにより、違反となっているものがないかどうか確認を行い、当該違反が確認された場合には、適切に是正措置を講じること。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（平成 18 年 5 月 11 日付け国住指第 541 号）」及び「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について（平成 23 年 9 月 8 日付け国住安第 28 号）」に準じて、必要に応じて事実関係を公表又は地方整備局等を通じ国土交通大臣へ当該情報を提供するようお願いする。

3. 防災査察の重点実施

過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正されていないもの、細分化された個室において役務を提供する施設など、避難安全性の確保の必要性が高いもの等に重点を置いて、飲食店を対象とした防災査察を実施すること。